

Weekly Report

第398号
平成29年2月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

所得税の納付方法と延納制度

◆今年からクレジットカード納付も利用可能

所得税の確定申告により納める税金がある場合、納付期限は確定申告書の提出期限と同じ3月15日となり、以下の納付方法があります。

◎**現金納付**…現金に納付書を添えて、金融機関又は所轄税務署で納付します。

◎**振替納税**…振替日（4月20日）に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。なお、振替納税を初めて利用する場合は、口座振替の依頼書を3月15日までに提出します。

◎**電子納税**…事前に税務署へ届出等をした預貯金口座からの振替により納付するダイレクト納付と、インターネットバンキング等を利用して納付する方法があります。

◎**クレジットカード納付**…今年から始まった納付方法で、専用Webサイト「国税クレジットカードお支払いサイト」で手続きを行います。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかり、支払方法は一括・分割・リボ払いを選ぶことが

できます。

◆期限内に全額納付が困難な場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替できなかった場合には、納付期限の翌日から完納日までの延滞税がかかります。

なお、期限内に全額を納付することが困難な場合は、納税額の1/2以上を期限内に納付することで、残りの税額の納付を5月31日まで延長できる延納制度があります（延納期間中は年1.7%の利子税がかかります）。延納を利用する場合は、申告書の「延納の届出」欄に延納する金額等を記載し、期限までに提出する必要があります。

運転免許の区分が変わる改正道路交通法

多くの方が仕事やプライベートで自動車を運転していますが、改正道路交通法が3月12日に施行され、普通免許と中型免許の間に「準中型免許」（車両総重量7.5t未満・最大積載量4.5t未満、18歳から取得可）が新設されます。

また、普通免許で運転できる自動車の範囲も変更となり、現行では車両総重量5t未満（最大積載量3t未満）ですが、改正後の取得から同3.5t未満（同2t未満）に範囲が狭くなります。

なお、改正前に取得した普通免許は、5t未満限定の準中型免許とみなされ、範囲に変更はありません（19年6月1日までに取得し、8t未満限定の中型免許とみなされている方も変更なし）。

★★★3月のチェックポイント★★★

※所得税・贈与税の申告・納税は3月15日（水）、個人事業者の消費税の申告・納税は3月31日（金）

まで。振替納税の方の振替日は所得税が4月20日（木）、個人消費税は4月25日（火）。

※期限切れとなる、契約書・身分証明書・届出書などを確認し、更新や延長の手続きをします。

※法定保存義務文書を除き、長期間死蔵している文書を分類・廃棄してオフィスの整頓を。

※年度末は売掛金など債権回収の好機、残高等の確認を行い完全回収に取り組みます。